

# 葛南少年野球連盟 慶弔規定

(目的)

第1条 本規定は、連盟関係者に慶弔事が生じた場合、慶弔金を支給することを定める。

(対象となる事柄)

第2条 慶弔金を支給する事柄は、次のとおりとする。

1. 死亡、入院、災害
2. 学童選手の全国大会出場
3. 高校野球の甲子園出場。または中学、高校の同程度規模の大会出場。

(対象者)

第3条 慶弔金の対象者は次のとおりとする。

1. 第2条第1号は、連盟規約第7条、第8条に定める現役の連盟役員、理事、チーム理事、審判部員、並びにその経験者とする。対象者は、原則6年以上の経験を有する者とする。ただし、理事会が認めた場合はこの限りではない。また退任者については理事会の承認を経て個別判断とする。
2. 第2条第2号は、現役選手とする。
3. 第2条第3号は、連盟所属チームの卒団生とする。
4. 上記以外については、理事長の判断とする。

(慶弔金の額)

第4条 慶弔金の額は次のとおりとする。ただし、特に貢献が大きいと理事会が認めた場合は、この限りではない。

1. 役員、理事、チーム理事、審判部員、および連盟役員、理事、チーム理事、審判部経験者 10,000円および供花一对
2. 学童選手の全国大会出場 祝金5,000円
3. 高校野球の甲子園出場、または中学、高校の同規模大会出場 祝金5,000円

(傷病見舞金)

第5条 二週間以上入院した場合、5,000円の見舞金を支給する。

(罹災見舞金)

第6条 火災、水害、地震などの災害に遭った場合、10,000円の見舞金を支給する。但し、広域災害の場合は減額するか支給しないものとする。

(附則)

第7条 本規定は、令和8年1月1日から施行する。